

2010 (平成22) 年4月2日

〒638-0811

奈良県吉野郡大淀町大字土田33

有限会社久保花店

代表取締役 久保善裕 様

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下る西側

ヒロセビル2階 市民共同法律事務所

TEL 075-256-3320 FAX 075-256-2198

弁護士 中 島 晃

同 上 諸 富 健



冠省 当職らは、京都弁護士会所属の弁護士ですが、今般、下記通知人の代理人として、貴社に本書を呈します。

貴社が奈良県吉野郡大淀町大字土田に開設しているセレモニーホールに関して、上記セレモニーホールに近接して居住する近隣住民の生活環境、とりわけ宗教上の平穩に関する住民の生活利益の確保をはかるために、「8班、9班有志の会」として、貴社に対して、以下のとおり要望いたします。

(要望事項)

1、貴社の関係者がさき頃取得した大淀町大字土田91番1の土地において、靈安室が建設されているということが取り沙汰されていますが、もし靈安室が建設されるとすると、これによって近隣住民の宗教上の平穩の確保等の生活環境が著しく侵害されるおそれ大きいといわなければなりません。

よって、通知人らは、靈安室の建設は勿論のこと、セレモニーホールを上記土地上に増築拡張することのないようにしていただきたい(最低限、駐車場にとどめていただきたい)。

2、また今回取得された大淀町大字土田91番1の土地の西隣の家屋からセレモニーホールで行われる葬儀の様子が一切見えないよう、セレモニーホールとの間に塀を設置して遮蔽していただきたい。

3、現在のセレモニーホールにおいて行われている通夜、告別式等の葬儀の様子、とりわけ遺体の搬入、搬出等が外部から見えないよう目隠し等の遮蔽措置をとっていただきたい。現在のカーテンによる遮蔽では、かえって遺体の搬入、搬出がいま行われていることを示すことになるため、恒久的な壁などによる遮蔽措置が必要です。

一般に、平穏な生活を送る利益は、人格権ないし人格的利益の一内容として位置づけられており、葬儀の参列者にとってはともかく、当該葬儀に無縁の住民にとっては、死者を葬送する儀式である葬儀に接することにより、死者や遺体に恐れをだき、焼香の臭いや鐘の音、霊柩車のクラクション等によって心の静穏を乱されるのみならず、葬儀の雰囲気や騒音を傷つけてはならないという行動規制までうけることになります。

以上から、葬儀に日常的に接することになるセレモニーホールの近隣住民は、貴社の営むセレモニーホールの運営によって、宗教上の心の静穏が侵害されるおそれのあることは明らかです。

よって、通知人の上述した要望事項は、近隣住民の宗教上の平穏を確保するために最低限必要なものと考えますので、貴社におかれては、この要望を受け入れ、通知人ら近隣住民の上述した生活利益を確保されるよう要請致します。

(通知人の表示)

8班、9班有志の会

代表 平田泰通 (住所 奈良県吉野郡大淀町大字土田36)

以上